航空安全情報自発報告制度　報告用紙【報告者共通】

（公益財団法人）航空輸送技術研究センター[ATEC]が運営する航空安全情報自発報告制度へ報告することができます。

報告対象者及び対象事象

報告できる対象者　：　航空活動（航空機の運航に関係する、または航空機の運航を直接的に支援する活動）に自ら直接携わる個人、または当該個人が所属する組織

報告対象事象　：　① 航空活動を行う中で、自ら経験した、または視認（視認に限らないが、他人からの伝聞によるものは対象外）した事象
② 航空の安全上の支障を及ぼす可能性があったと思われる事象（所謂「ヒヤリハット」事象など）
③ 航空法や関連通達等で求められる、航空事故・重大インシデントを含む義務報告の対象事象ではないこと

報告者の連絡先

お名前と連絡先は、ATEC担当者よりその事象の背景や要因などについて、確認することがあるため必須事項としてご記入いただいております。この用紙はATEC担当者による秘匿処置実施後に、ご連絡の上、細断処分しますので、連絡先等の記録は一切残りません。

お名前【必須】 苗字のみや匿名可		ご連絡先【必須】 メールアドレスまたは電話番号	

報告者の方の業務分野で当てはまるものに✔点をお願いします。

報　告　者

☐操縦士　☐運航管理者　☐客室業務　☐整備業務　☐地上取扱業務　☐航空管制・情報提供　☐管制施設運用
☐空港管理　☐空港施設　☐認定事業場　☐製造業務　☐その他［　　］

事象の概要・ご報告内容

ご報告いただいた情報に基づく航空安全当局による不利益処分等から報告者を保護するため、ATEC担当者は、個人又は会社等が特定される可能性のある情報を消去または伏せ字とする等、秘匿化を実施しますので、事象発生のストーリーをご記入頂きたくお願いします。